

防衛庁図書館の設置及び運営に関する訓令を次のとおり定める。

昭和31年11月28日

防衛庁長官 船田 中

防衛省図書館の所掌事務及び運営に関する訓令

改正 昭和32年 9月13日庁訓第54号 昭和63年12月13日庁訓第 40号
昭和34年11月11日庁訓第60号 平成 9年 6月30日庁訓第 31号
昭和37年11月 1日庁訓第73号 平成12年 3月22日庁訓第 17号
昭和40年 7月29日庁訓第37号 平成13年 1月 6日庁訓第 2号
昭和43年 6月11日庁訓第21号 平成17年 8月29日庁訓第 65号
昭和48年11月27日庁訓第60号 平成18年 3月27日庁訓第 12号
昭和50年 4月 2日庁訓第 9号 平成18年 7月28日庁訓第 83号
昭和53年 1月13日庁訓第 1号 平成19年 1月 5日庁訓第 1号
昭和59年 6月30日庁訓第37号 平成19年 8月30日省訓第145号
昭和60年 4月 6日庁訓第19号 平成21年 3月27日省訓第 22号
昭和62年 7月 1日庁訓第32号 平成27年10月 1日省訓第 39号

(所掌事務)

第1条 図書館においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 図書及び資料の収集、分類、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書及び資料の閲覧に関すること。
- (3) 図書及び資料の交換に関すること。

(図書館運営委員会)

第2条 図書館の運営を適正かつ円滑にするため、防衛省に、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書館運営の予算に関する事項
- (2) 図書館の運営方針に関する事項
- (3) 購入する図書及び資料の選定に関する事項

3 委員会は、委員長及び第5項各号に掲げる委員をもって組織する。

4 委員長は、大臣官房文書課長をもって充て、委員会を主宰する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 大臣官房会計課長
- (2) 人事教育局人材育成課長
- (3) 防衛大学校総合情報図書館事務長
- (4) 防衛医科大学校図書館事務長
- (5) 防衛研究所特別研究官（国際交流・図書担当）

- (6) 統合幕僚監部総務部総務課長
- (7) 陸上幕僚監部監理部総務課長
- (8) 海上幕僚監部総務部総務課長
- (9) 航空幕僚監部総務部総務課長
- (10) 情報本部総務部総務課長
- (11) 防衛監察本部総務課長
- (12) 防衛装備庁長官官房総務官

6 委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会の議を経て定める。
(図書連絡会)

第3条 防衛省における図書関係機関相互の連絡を図るため、図書館に、防衛省図書連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

2 連絡会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 資料及び情報の交換
- (2) 総合目録の編集
- (3) 機関誌の発行
- (4) その他必要とする事項

3 連絡会の構成及び運営について必要な事項は、図書館長が定める。
(資料の送付)

第4条 防衛省の各部局は、国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)第24条に規定する出版物を発行したときは、国立国会図書館長の定める国の諸機関の納入部数に1部を加えた部数を図書館に送付しなければならない。

2 図書館長は、前項の規定により送付された部数のうちから国立国会図書館法第24条の規定により、国立国会図書館に所要の部数を納入するものとする。

第5条 削除
(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、図書館の管理、運営その他必要な事項に関しては、図書館長の定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和31年11月28日から施行する。

附 則(昭和32年9月13日庁訓第54号)

この訓令は、昭和32年9月13日から施行する。

附 則(昭和34年11月11日庁訓第60号)(抄)

この訓令は、昭和34年11月11日から施行する。

附 則(昭和37年11月1日庁訓第73号)

この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則(昭和40年7月29日庁訓第37号)(抄)

この訓令は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則(昭和43年6月11日庁訓第21号)

この訓令は、昭和43年6月15日から施行する。

附 則(昭和48年11月27日庁訓第60号)

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和50年4月2日庁訓第9号）

この訓令は、昭和50年4月2日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日庁訓第1号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和62年7月1日庁訓第32号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月13日庁訓第40号）

この訓令は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則（平成9年6月30日庁訓第31号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月22日庁訓第17号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年8月29日庁訓第65号）

この訓令は、平成17年8月29日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日省訓第22号）（抄）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。